

香川労働局発表

令和6年6月18日

公開頭撮り可

報道関係者各位

担

香川労働局労働基準部賃金室

賃金室長 西田 文明

賃金指導官 三津 直史

【電話】087-811-8919 【夜間】087-811-8926

HP) <https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>

当

第1回 香川地方最低賃金審議会の開催について

標記について、下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

- 開催日時 : 令和6年7月2日(火) 午後3時45分～
- 場 所 : アイホール
(高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎北館低層棟2階)
- 議 題
 - 香川県最低賃金の改正諮問について
 - 「香川地方最低賃金審議会運営規程」等の承認について
 - 令和6年度最低賃金の審議の進め方等の承認について
 - 最低賃金審議会令第6条第5項の決議について
 - その他
- 傍聴者 : 原則5名(ただし、報道関係者については席が許す限り取材を認めることとしております)
- 傍聴申込要領
 - 希望者は、傍聴希望者ごとに、傍聴を希望される審議会の開催日、住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス及び所属を明記の上、電子メールにて下記までお申し込みください。なお、電子メールでのお申し込みが困難な場合は、上記担当まで電話連絡ください。また、写真撮影やビデオカメラ等を使用する場合は併せてその旨もお知らせください。事前申込みの方に限り頭撮りのみ写真撮影等ができます。

お申し込み締切日は、令和6年6月26日(水)(必着)です。
香川労働局労働基準部賃金室宛先 : chinginshitsu-kagawakyoku@mhlw.go.jp
 - 会場の都合上、人数に限りがございますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。傍聴可能な場合は特段ご連絡いたしません。
 - 当日は、審議会の開始10分前までにお越しください。審議会の開始後の入室は認められませんので御注意ください。なお、事前に御応募いただいた御本人であることを確認させていただきますので、当日は御本人であることがわかるものをお持ちください。代理の方は傍聴できません。
- その他
 - 傍聴される場合には、別添の遵守事項を厳守してください。
 - 車椅子をお使いになられる方はその旨お申し込みの際にお書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方の御氏名も併せてお書き添えください。

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話・スマートフォン等の電源は切るかマナーモードに設定してください。
- 3 写真撮影やビデオカメラ・ICレコーダー等機器の使用は御遠慮ください。
(予め申し込まれた場合は会議冒頭の頭撮りに限って写真撮影等を行うことができます。)
- 4 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は謹んでください。
- 5 審議における言論に対し、賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 6 その他、会長及び香川地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

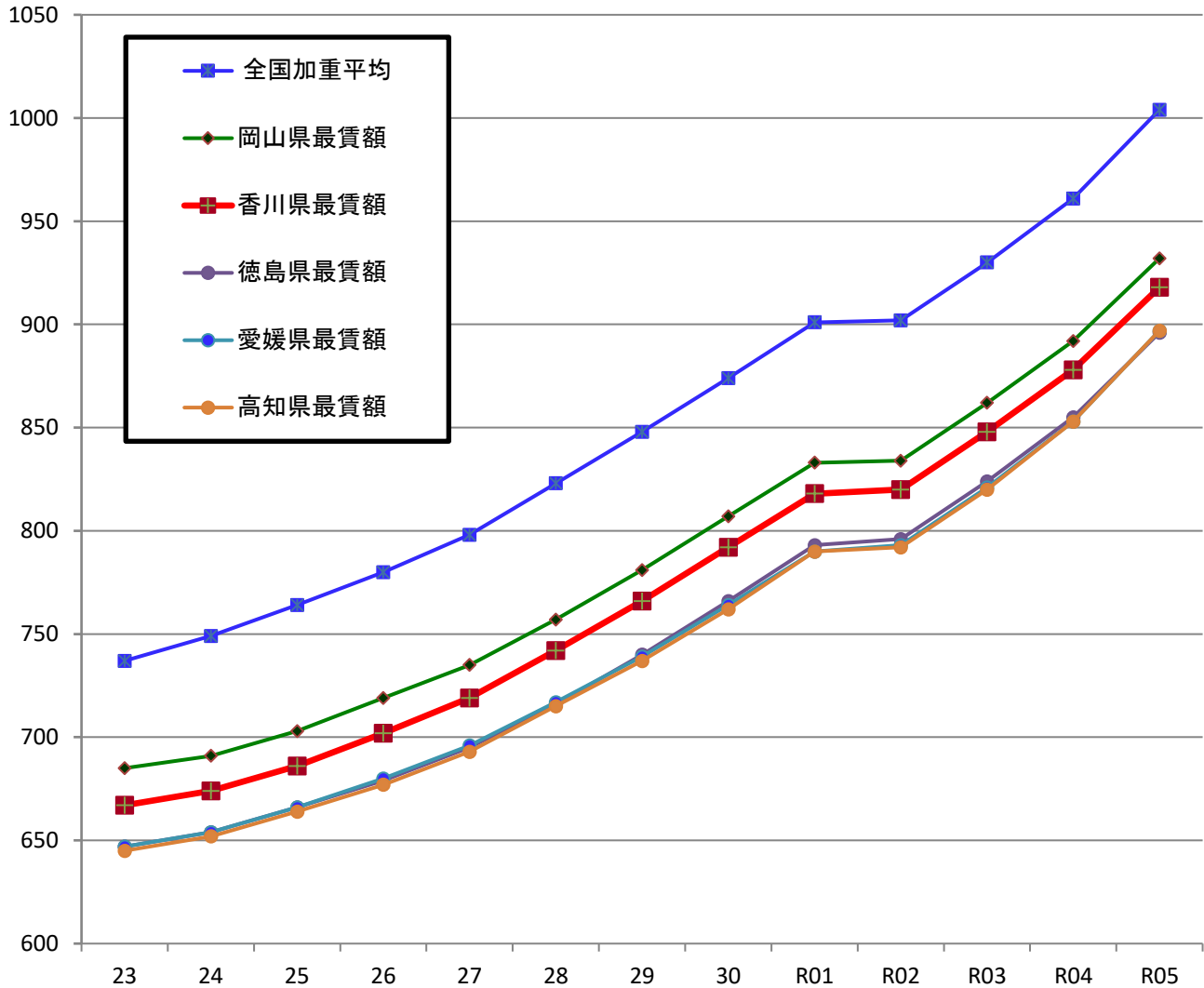
香川県最低賃金の推移

現在の香川県最低賃金は時間額918円である。

四国四県内では一番時間額は高いが、岡山県より14円低く、全国加重平均より86円低い。

令和5年度は40円引き上げ、令和5年10月1日に発効した。令和5年度の引上げ額40円は、最低賃金が時間額単独方式となった平成14年以降最高額となった。

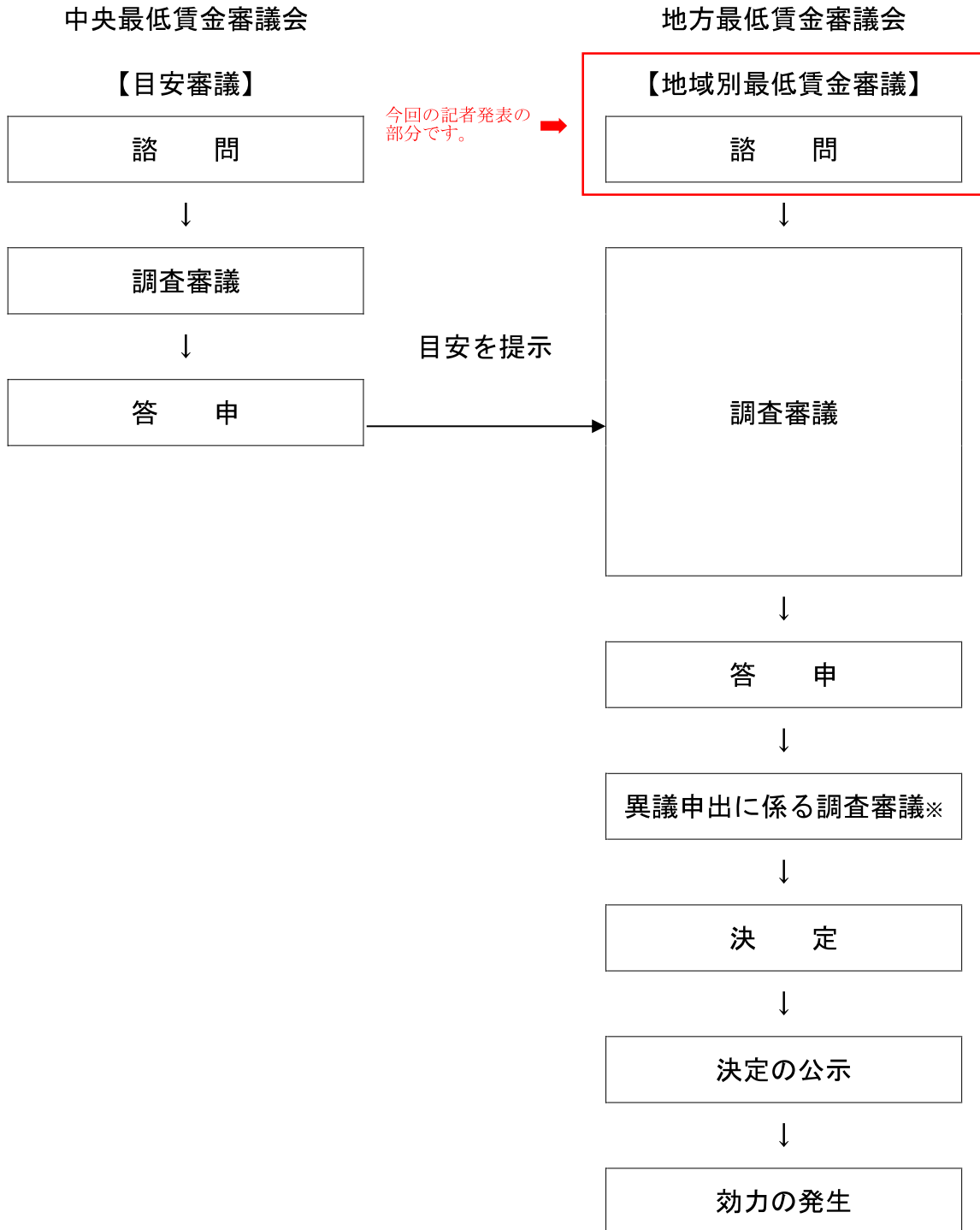
最低賃金額の推移



年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
最賃額(円)	667	674	686	702	719	742	766	792	818	820	848	878	918
目安額(円)	1	4	10	14	16	22	24	25	26	—	28	30	40
引上額(円)	3	7	12	16	17	23	24	26	26	2	28	30	40
引上率(%)	0.45	1.05	1.78	2.33	2.42	3.2	3.23	3.39	3.28	0.24	3.41	3.54	4.56
発効日	10.5	10.5	10.24	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
岡山県最賃額	685	691	703	719	735	757	781	807	833	834	862	892	932
徳島県最賃額	647	654	666	679	695	716	740	766	793	796	824	855	896
愛媛県最賃額	647	654	666	680	696	717	739	764	790	793	821	853	897
高知県最賃額	645	652	664	677	693	715	737	762	790	792	820	853	897
全国加重平均	737	749	764	780	798	823	848	874	901	902	930	961	1004

資料出所 厚生労働省、各労働局の資料を基に作成

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催